資料５

滋賀県多文化共生推進プラン改定について

【プラン改定の趣旨】

平成27年4月に策定した現行プランが、令和元年度末で計画期間が満了するため、現行プラン策定後の経済・社会情勢の変化への対応、外国人住民を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、より実効性のあるプランとなるよう見直しを行う。

【社会的背景】

〇外国人住民の概況 ※住民基本台帳人口

・外国人人口は、平成27年以降増加傾向。（H27　23,833人→H30　29,263人）

・「永住者」の在留資格を取得する外国人住民の増加（H27　8,208人→H30　9,000人）、技能実習生の増加（H27　3,010人→H30　4,999人）

・多国籍化の進展（H27　88か国1地域→H30　100ヵ国1地域）、ベトナム国籍の急増（H27 913人→H30 3,325人）

〇分野別の主な現状

1　コミュニケーション

・県内15市町が通訳・相談員を設置。一方、ベトナム語やインドネシア語などの通訳・相談員は県のみ。

・ボランティア等による外国人向け日本語教室数（H27　25団体→H29 25団体）※文化庁「日本語教育実態調査」

・日本語学習者数　（H27　836人→H29　893人）、学習者、学習ニーズの多様化、指導者の不足

2　労働

・外国人雇用事業所数の増加（外国人雇用事業所数 H27　1,450事業所→H30　1,855事業所）

・外国人労働者の増加（外国人労働者数　H27　12,236人→H30　17,238人）

3　教育

・日本語指導が必要な公立小中学校外国人児童生徒数の増加（H27　934人→H30　1,173人）

4　保健・医療

・医療通訳の配置をしている医療機関はあるが、外国語対応医療機関は限られている。

5　防災

・災害時に外国人をサポートするボランティア制度や研修を実施。

【国の状況】

〇平成28年1月～マイナンバー制度適用対象に

〇平成28年6月3日ヘイトスピーチ解消法施行

〇平成29年11月技能実習法施行

〇平成30年6月15日閣議決定
「経済財政運営と改革の基本方針2018」
外国人材の受入れを拡大する方針が示される

〇平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議了承

〇平成31年4月1日　改正出入国管理法施行
・新たな在留資格「特定技能」の創設
・出入国在留管理庁の新設

〇令和元年6月21日　日本語教育推進法成立

上記の社会的背景の変化や国の状況等を踏まえ、有識者の意見や助言を参考に改定を行う。

【検討の方向性】

永住志向が強い外国人住民が増えてきているため、長期滞在を前提として、教育・労働・医療などの分野で環境整備を進めるとともに、外国人住民の多様性を地域社会や産業の活力に結びつけるような地域づくりについて検討を行う。

【プラン改定の推進体制】

1. 滋賀県多文化共生プラン検討懇話会（有識者等会議）
2. 滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム
   多文化共生部会（庁内会議）
3. 市町多文化共生ワーキング

【検討スケジュール】

（7月）第1回懇話会 → 調査等 → （9月）第2回懇話会 → （11月）第3回懇話会 →ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ→ （2月）第4回懇話会 → （3月）改定プラン策定